



鳥取県公報

令和2年6月9日（火）
第9207号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（345）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による施術者の変更の届出（346）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（347）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	砂利採取法による採取計画の認可の公表（348）（鳥取県土整備事務所）・・・・・・・・ 2
	指定居宅サービス事業者の指定（349）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・ 3
	指定介護予防サービス事業者の指定（350）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定（351）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	開発行為に関する工事の完了（352）（西部総合事務所生活環境局）・・・・・・・・ 4
	土地改良区連合の役員の就退任（353）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	土地収用法による審理の開始（県土総務課）・・・・・・・・・・ 4
	土地収用法による収用裁決手続の開始（〃）・・・・・・・・・・ 4
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県立中部療育園	倉吉市上井 503-1	令和2年4月15日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社ちいき けあ山陰	米子市西福原四丁目10-3	訪問看護リハビリステーション ビュートゾルフ 米子	米子市西福原四丁目10-3	令和2年5月 1日

鳥取県告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定施術者から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
加藤 丈典	加藤整骨院	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬758-6	令和2年4月11日

鳥取県告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
鳥取県立中部療育園	倉吉市南昭和町15	令和2年4月14日

鳥取県告示第348号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和2年6月9日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 福 政 孝 啓

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町 北三丁目468	鳥取市伏野字塚松 2535-1 外2筆 (10,897.38平方メートル)	砂 (41,781.25立方メートル)	令和2年5月27日から令和3年5月26日まで	令和2年5月27日

鳥取県告示第349号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月9日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
グレイス合同会社	訪問介護ステーション秀華会	米子市西福原三丁目7-1	令和2年6月1日	訪問介護
〃	訪問看護ステーション秀華会	〃	〃	訪問看護

鳥取県告示第350号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月9日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
グレイス合同会社	訪問看護ステーション秀華会	米子市西福原三丁目7-1	令和2年6月1日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第351号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月9日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
合同会社ストレンジス	米子市彦名町6280-5	ヘルパーステーション ウィズ	米子市西福原五丁目1-25	居宅介護	令和2年6月1日

株式会社浜田 興業	境港市栄町20	まほろば	境港市外江町2230- 1	就労継続支援B型	”
--------------	---------	------	------------------	----------	---

鳥取県告示第352号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和2年6月9日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和元年10月18日 鳥取県指令第201900189151号
令和2年5月7日 鳥取県指令第202000032506号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区浜松町2丁目4-1
オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮

鳥取県告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大山山麓土地改良区連合から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和2年6月9日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

退任した役員の氏名及び住所
理 事 高 西 史 郎 米子市淀江町小波96-1
令和2年5月12日退任

就任した役員の氏名及び住所
理 事 高 濱 健 米子市淀江町小波859
令和2年5月13日就任 任期 令和5年4月11日まで

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

令和2年6月9日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 期日
令和2年6月18日（木）午後2時から
- 2 場所
鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室
- 3 件名
鳥取都市計画道路事業3・5・3号美萩野覚寺線（鳥取市湖山町北二丁目地内）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとお

り公告する。

令和2年6月9日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 起業者の名称
鳥取県
- 2 事業の種類
鳥取都市計画道路事業3・5・3号美萩野覚寺線（鳥取市湖山町北二丁目地内）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日
令和2年5月21日
- 4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土 地						
所在	地番	地 目		全筆の地積（平方メートル）		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積（平方メートル）
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測	
鳥取市湖山町北二丁目	239-2	宅地	宅地	45.63	45.63	45.63

- 5 土地所有者の氏名及び住所
鳥取県（持分 55388分の53389）
谷口 祐二郎 鳥取市榎原790（持分 55388分の1999）
- 6 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和2年6月9日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 講習の種別及び受講対象者
 - (1) 初心者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。
 - (2) 経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。
ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和2年7月8日 午前10時から午後3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部4階第5会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		令和2年7月15日 午後1時30分から午後4時30分まで	〃	〃

- 3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査
初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 6 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料
 - ア 初心者講習 6,900円
 - イ 経験者講習 3,000円
 - (2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 7 携行品
筆記用具及び印鑑